

議案第157号

前橋市道路占用料徴収条例の改正について

令和2年11月26日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

前橋市道路占用料徴収条例（昭和59年前橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に後段として次のように加える。

この場合において、占用の期間が1か月未満であるときは、1か月として計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

道路占用料金表

	占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510円
	第2種電柱		790円
	第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		460円
	第2種電話柱		730円
	第3種電話柱		1,000円
	その他の柱類		46円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円
	地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910円	

	郵便差出箱及び信書便差出箱		380円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900円
	その他のもの		910円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年 19円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270円
	外径が1メートル以上のもの		550円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			910円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		930円
	地下に設ける通路		560円
	その他のもの		910円
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	
その他のもの		190円	

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	190円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
	標識		1本につき1年	730円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19円
		その他のもの	1本につき1か月	190円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	190円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	1,900円
		その他のもの		930円
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1か月	190円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				91円
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。